



「遠隔操作」によるインターネットプロバイダ契約について

お問い合わせ先

経済課 消費生活センター ☎ 0986-76-8823

【相談事例】

大手通販会社を名乗る者から電話があり「今、契約しているプロバイダを変更すれば料金が安くなる。変更作業は遠隔操作で行うので簡単にできる」と言われ、了承した。その後、業者から電話があり、指示通りにパソコンを操作した。後日、請求書が届いたが、実際には以前より料金が高くなっていた。(50代・男性)

光回線契約に関する相談が増加していますが、最近プロバイダ（インターネット接続業者）の契約で業者からの電話勧誘により「料金が安くなる」などと言われ、よく理解しないままに了承し遠隔操作してもらったところ「実際には以前より高くなった」「前のプロバイダを解約しようとしたら、中途解約には違約金がかかることが分かった」などのトラブルが増えています。

【アドバイス】

①自分のパソコンを業者に遠隔操作させることは、契約するサービスの内容などをじっくり確認する機会を失うだけでなく、パソコンのセキュリティを危険にさらす可能性があります。安易な遠隔操作はリスクを伴うことを理解しておきましょう。

②契約内容をよく理解しないままに承諾をし、契約してしまっただけというケースも多いようです。契約書にサインしていても、電話でのやりとりだけでも契約は成立します。また、通信契約にはクーリング・オフが適用されません。通信関連の契約には内容が複雑なものもあるので、契約内容を十分に理解してから契約しましょう。必要がなければきっぱり断りましょう。

契約トラブルは時間が経つほど解決が難しくなります。困ったときは一人で悩まず、早めに消費生活センターへご相談ください。

「秋の農作業事故ゼロ運動」について

もう一度 初心に戻って再点検！

～いつもと同じ今日と明日 あなたを想う人のために、安全作業を一緒にしましょう～

お問い合わせ先

経済課・各支所地域振興課

末吉 ☎ 0986-76-8808 大隅 ☎ 099-482-5950 財部 ☎ 0986-72-0938

農繁期である9月から10月まで県内一斉の「秋の農作業事故ゼロ運動」が実施されています。県内では農作業中の死亡事故が後を絶たず、本年は過去最悪のペースで死亡事故が発生しています。

今年は特にトラクターなどの転落、転倒による下敷き事故と80歳以上の高齢者による事故が目立っていますので日常の見慣れた景色にこそ危険が潜んでいます。地域、家庭で「農作業安全」の声を掛け合い、ゆとりをもつて無理のない農作業に心掛けましょう。

①ゆとりをもった無理のない農作業を計画し、農業機械の操作は十分注意しましょう。

②農業機械では場へ出入の際は、進入路や路肩などの段差に注意して転落、転倒事故を未然に防ぎましょう。

③トラクターは必ず安全フレームを適正に装着して、シートベルトを着用しましょう。また、巻込まれ事故を防ぐため服装に留意しましょう。

④ほ場作業以外は左右ブレーキペダルを連結し、農作業中や作業後に降車するときは必ずエンジン止め、ブレーキで固定することを徹底しましょう。

⑤農業機械の取扱いは安全チェックを忘れずに、事前の点検整備と点検整備の際はエンジン停止を徹底しましょう。

⑥出かける際は家族等に一声かけ、携帯電話を忘れないようにしましょう。

子育てふれあいひろば

7日・16日は育児講座を開催します

29日は生きいき健康センターでミニミニうんどうかいを開催します

お問い合わせ先

曾於市子育て支援センター ☎ 0986-76-6565（直通）

子育て携帯サイトすまいるキッズ <http://www.smile-kids.jp/sooshi>



日	月	火	水	木	金	土
			10/1 ひろば	2 親子	3	4
5	6	7 講座	8 ひろば	9 親子	10	11
12	13	14 ひろば	15 ひろば	16 講座	17	18
19	20	21 ひろば	22 ひろば	23 親子	24	25
26	27	28	29 運動会	30	31	

場所 生きいき健康センター

す。ど、楽しいプログラムが満載で

◆ミニミニうんどうかい(10月29日)

申込期限 10月10日(金)

材料費 800円

講師 片平幸美さん

◆フワアアレンジメント(10月16日)

準備する物 飲み物

講師 田鍋いずみ先生

対象 就学前のお子さま

◆親子ビクス(10月7日)

ります。

保健師による健康相談もあ

◆身体測定・健康相談(10月1日)

母子手帳をご持参ください。

※子育て支援センターは、キッズルーム開放・育児相談を実施しています。

キッズルーム開放 午前10時～午後3時(月曜日～金曜日) 育児相談 午前9時～午後4時(月曜日～金曜日)

親子ふれあい遊び 午前10時～11時30分 ●会場：生きいき健康センター

子育てひろば 午前10時～11時30分 ●会場：大隅弥五郎伝説の里 ●会場：財部保健福祉センター

育児講座 午前10時～11時30分 ●会場：大隅弥五郎伝説の里(7日) ●会場：生きいき健康センター(16日)

★10/21・22・23の「公園へ行こう」は現地集合です。時間は午前10時～11時30分で、飲み物、帽子を準備してください。雨天時の場合、21日は岩川地区農業構造改善センター、22日は財部保健福祉センター、23日は生きいき健康センターで行います。

秋の行政相談所開設について

行政について困っていることや分からないことを行政相談委員に相談してみませんか

お問い合わせ先

総務課・各支所地域振興課

末吉 ☎ 0986-76-8801 財部 ☎ 0986-72-0931 大隅 ☎ 099-482-5921

会場	実施日	時間	場所	行政相談委員
財部地区	10月21日(火)	午前10時～午後3時	財部保健福祉センター (0986-72-0460)	池田 睦朗
末吉地区	10月21日(火)		末吉中央公民館 (0986-76-1120)	稲留 正文
大隅地区	10月23日(木)		大隅中央公民館 (099-482-0068)	鮫島 一郎

毎日の暮らしの中で、国の仕事などについての疑問や要望はありませんか。行政相談委員は、地域での皆さんの身近な相談相手として、行政サービスに関する相談や行政の仕組みや手続きに関する相談を受け付け、相談者への助言や関係行政機関への通知などの仕事を行っています。当市担当の行政相談委員が相談所を開設しますのでお気軽にご相談下さい。相談は無料で秘密は守られます。

合併処理浄化槽できれいなまちづくり

お問い合わせ先

水道課・財部支所地域振興課

末吉 ☎ 0986-76-8812 財部 ☎ 0986-72-0934

合併処理浄化槽について

合併処理浄化槽とは、私たちが台所や洗濯、風呂、トイレ等から排水した汚水を浄化し、きれいな水にして放流する設備です。曾於市では市内の河川および地下水質改善のため、合併処理浄化槽設置を推進しています。

単独処理浄化槽からの転換を

単独処理浄化槽はトイレの排水だけを処理し、生活雑排水は処理していません。一方、合併処理浄化槽は全ての生活排水を処理するため、汚れの排出量は単独処理浄化槽の1/8におさえられます。曾於市の水環境を保全するために、ぜひ合併処理浄化槽への切り替えをご検討ください。

水質の比較



単独処理浄化槽
(白く濁った水が流れています)



合併処理浄化槽
(透明な水が流れています)

浄化槽補助金制度

【末吉町・大隅町】

合併処理浄化槽を新設する方に下記の額の補助金を交付しています。また本年度より、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切り替えを行う方には、上限9万円で撤去費用を補助致します。

【財部町】

浄化槽設置を希望する方に個人負担金をお支払いいただき、浄化槽本体の設置工事を市が行います。(配管工事は除く)

※詳しくは、お問い合わせください。

槽規模	補助金額
5人槽	332,000 円
7人槽	414,000 円
10人槽	548,000 円

国民年金のはなし

お問い合わせ先

市民課・各支所地域振興課 末吉 ☎ 0986-76-8805 大隅 ☎ 099-482-5923 財部 ☎ 0986-72-0934

鹿屋年金事務所 ☎ 0994-42-5121

曾於市年金移動相談所開設日

日時	場所	申込先
10月7日(火) 午前10時～ 午後3時	本庁1階 会議室	本庁 国民年金係 0986-76-8805
11月5日(水) 午前10時～ 午後3時	大隅支所別館 2階大会議室	大隅支所 国民年金係 099-482-5923

曾於市では、鹿屋年金事務所による移動相談所が開かれます。日程・場所は上記のとおりです。相談料は無料ですが、予約が必要です。予約のない方の相談はできませんのでご了承ください。なお、予約は定員になり次第、締め切ります。

○国民年金保険料は、便利・安心・確実な口座振替で国民年金保険料の納め忘れはありませんか。納付には、便利で安心、確実な口座振替をおすすめします。口座振替は、全国の銀行、郵便局、農協、信用金庫、信用組合、労働金庫で利用できます。市役所国民年金係または年金事務所、金融機関窓口で申し込むことができます。また、クレジットカードでの支払いも可能です。必要なもの 年金手帳、通帳、口座届出印 ※口座振替、クレジットカードでの納付が開始されるまで、申し込んでから2カ月ほどかかります。

○後納制度をご存じですか
後納制度とは過去10年以内の納め忘れた保険料を納めることができる制度で、平成27年9月30日まで利用することができます。保険料を納めて頂くことで、将来の年金額を増やしたり、年金の受給権につなげたりできるようになります。

後納を希望される方は、お早めに相談下さい。
国民年金保険料専用ダイヤル 0570・011・050

税チャンネル ～納税があなたを支えます！～

お問い合わせ先

税務課・各支所地域振興課 税務係

末吉 ☎ 0986-76-8804 大隅 ☎ 099-482-5922

財部 ☎ 0986-72-0932

国民健康保険税について

「国保とは」

病気やけがに備えて加入者のみなさんがお金を出し合い、医療費の補助などにあてる助け合いの制度です。職場の健康保険・後期高齢者医療制度に加入している人や、生活保護を受けている人を除くすべての人が、国保に加入します。

世帯に国保の方が1人でもいますと「世帯主」に納税義務が生じます。

昨年度、みなさんが納められた曾於市の「国保税」は、**約8億8千7百万円**となっており、支払われた保険給付費は**約42億円**（療養費・療養給付費が**約36億5千万円**、高額療養費が**約5億5千万円**）となっています。

国保税収の**約4.7倍**の保険給付費となっており、その不足分は、国・県補助金および市の一般会計からの繰入、基金の取り崩し等により補っています。

また、平成25年度分の滞納額は約4千6百万円となっており、保険給付が年々増加する中で、大変厳しい状態が続いています。

国保税を滞納すると、高額療養費等の払い戻しが差し止められたり、期限付きの短期被保険者証や資格証明書（病院等にかかった時の医療費が全額

負担）が交付されます。

税務課は、収入や世帯の状態から公平な課税を行い、ほとんどの国保世帯から納付を頂いています。「病院に行かないから」とか「借金があるから」といつて納めないのは理由になりません。

「国保」は、助け合いの制度です。国保税を納めることで、自分はもちろん、みんなが安心して医療を受けられます。納める人が不公平を感じないよう、滞納者に対しては、納付を厳しく追求していきます。

また、何らかの理由で納めることが困難な場合は、早めに税務課へご相談ください。納付も相談もない場合は、滞納処分（差押え）を行うことになり

ます。昨年度、国保税滞納に伴う差押えとして、**67名 約850万円**（督促手数料・延滞金を含む）を執行しています。

国保税に関するよくある質問

問 子どもが会社を辞めて国保に加入したら、自分（世帯主）に国保税の納税通知がきた。自分は社会保険だし、子どもの保険税は子どもに請求して。

答 本人が社会保険であっても、世帯員に国保加入者がいると納める義務は、世帯主になります。子どものだけ

らといって納付せず滞納となった場合、納税義務者である世帯主がその責を負うことになります。

問 社会保険に加入したのに国保税の納税通知がきた。

答 国保の脱退手続きは、お済みでしうか？社会保険に入ったからといって、国保を自動的に脱退とはなりません。

また、社会保険等から脱退した場合は、国保への加入手続きを必ず行ってください。

国保への加入日・脱退日は、届けた日ではなく社会保険等を喪失・取得した日からとなりますので、早めに届けてください。なお、国保加入の手続きが遅れると、社会保険の喪失日まで遡って課税するため、滞納の要因となりかねません。

「納期内納付」に

ご協力お願いします。

今月（10月）の納期について

- 市県民税 3期
- 国民健康保険税 5期
- 介護保険料 5期
- 後期高齢者医療保険 4期

※口座振替をされている方は、**10月31日に振替えますので残高のご確認をお願いします。**

24 時間そおし健康安心電話の利用についてお知らせ

お問い合わせ先

保健課 ☎ 0986-76-8806

☎ 0120-177-282
電話料・相談料は無料でお金はいりませんので気軽にご相談ください。

安心してお電話ください。
私たちがわかりやすく
アドバイスします。



相談内容		件数
気になる身体の症状に関する相談	67	
治療に関する相談	44	
夜間・休日の医療機関案内	18	
育児に関する相談	16	
家庭介護に関する相談	10	

◎ 6月・7月の主な相談内容

市では、医療に関する相談に24時間体制でわかりやすくアドバイスする「そおし健康安心電話」事業を今年6月から実施しています。

- ・病気に関する詳しい説明、治療、検査や最新の治療
- ・気になる体の症状
- ・けがの応急処置方法
- ・検査の方法や結果の見方
- ・薬の効用等
- ・休日・夜間の救急病院の医療機関情報
- ・悩みごとなどの心の相談等

医師や看護師、保健師などの専門スタッフがご答えします。この事業は、専門の業者に委託して実施していますので、個人の秘密は堅く守られます。

平成 26 年度 インフルエンザ予防接種のお知らせ

お問い合わせ先

保健課 ☎ 0986-76-8806

インフルエンザの予防に備え、平成26度は生後6か月児・高校3年生相当の市民並びに、満65歳以上の市民を対象に予防接種の補助を行います。インフルエンザに感染しても、重症化につながらないように早めの接種をお願いします。

補助対象者

- ・生後6か月児・高校3年生（平成8年4月2日～平成9年4月1日生まれ）に相当する市民の方
- ・満65歳以上の市民（ただし、60歳～65歳未満の方で心臓・腎臓・呼吸器等で身体障害者手帳を保持している方も対象）

接種回数

- ・生後6か月児・13歳未満 2回
- ・右記以外の方 1回

補助内容

- ・生活保護受給者は、接種料のうち、上限3000円まで補助します。（ただし、接種料が上限を超えた場合は自己負担となります。）
- ・右記以外の人は、1回につき1500円補助します。接種料の差額は自己負担となります。

補助期間

平成26年10月1日～平成27年1月31日

補助医療機関

原則として、曾於市内にある医療機関。ただし、65歳以上の方で鹿児島県内の他市町村に主治医のある方は、その医療機関でも可能です。また、現在入院・入所の方は、他県の医療機関でも可能ですが、必ず保健課へご相談ください。

平成 26 年 10 月 1 日開始 水痘ワクチン予防接種（定期接種）のお知らせ

定期接種の対象者	生後 12 カ月から生後 36 カ月に至るまでの間（1 歳以上 3 歳未満）
接種間隔・回数	3 カ月以上あけて 2 回
標準的な接種期間	初回接種：生後 1 歳以上 1 歳 3 カ月未満 追加接種：初回接種後 6 カ月以上 12 カ月未満
接種量・方法	乾燥弱毒生水痘ワクチンを使用し、1 回に 0.5 ml を皮下注射
接種料金	無料です。ただし、接種対象年齢を過ぎた場合や予防接種実施医療機関以外で接種した場合は、全額自己負担です。
1 回のみ定期接種の対象となる方	1：任意接種（自己負担）を生後 1 歳以降に 1 回だけ接種している 2：任意接種（自己負担）を生後 1 歳以降に間隔 3 カ月未満で 2 回接種している 3：1 回目を 2 歳 9 ヶ月に至った日の翌日以降に接種する予定（3 ヶ月以上たって 2 回目を受ける時には 3 歳になっているため）
対象外となる方	1：既に水痘に罹患したことがある 2：任意接種（自己負担）を 1 歳以降に 3 カ月以上の間隔をおき 2 回接種している

平成 26 年 10 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日まで 水痘ワクチン予防接種（経過措置）のお知らせ

経過措置の対象者	生後 36 カ月から生後 60 カ月に至るまでの間（満 3 歳以上 5 歳未満）
回 数	1 回
接種量・方法	乾燥弱毒生水痘ワクチンを使用し、1 回に 0.5 ml を皮下注射
接種料金	無料です。ただし、接種対象年齢を過ぎた場合や予防接種実施医療機関以外で接種した場合は、全額自己負担です。
1 回のみ定期接種の対象となる方	1：任意接種（自己負担）を生後 1 歳以降に 1 回だけ接種している 2：任意接種（自己負担）を生後 1 歳以降に間隔 3 カ月未満で 2 回接種している 3：1 回目を 2 歳 9 ヶ月に至った日の翌日以降に接種する予定（3 ヶ月以上たって 2 回目を受ける時には 3 歳になっているため）
対象外となる方	1：既に水痘に罹患したことがある 2：任意接種（自己負担）を 1 回以上受けている。

※接種対象医療機関は、市が指定する予防接種医療機関となります。接種対象者の方には、個別に通知します。

※すでに水痘に罹患したことがある、すでに予防接種を受けた等の理由で定期接種（または経過措置）の対象外となられる方は、市役所保健課健康推進係（☎ 0986-76-8806）へお知らせください。

平成 26 年度 成人肺炎球菌ワクチン予防接種のお知らせ

平成 26 年 10 月 1 日から成人肺炎球菌ワクチンの定期接種が導入されます。下記の市民を対象に予防接種の補助を行います。

肺炎球菌に感染しても、重症化につながらないよう早めに接種を受けましょう。

補助対象者

- ◎年度末に 65 歳になる市民の方（ただし、60 歳以上 65 歳未満の方で心臓・腎臓・呼吸器等で身体障害者手帳を保持している方も対象）
- ◎ 65 歳以上の方で、下記表の誕生日に該当する市民の方（※平成 26 年度に限り経過措置として市の補助を受けて接種することができます）

【対象年齢】平成 26 年度（H27 年 3 月 31 日）末日に下記の年齢になる方

60 ～ 65 歳未満：	昭和 29 年 4 月 2 日生～昭和 24 年 4 月 1 日生の方で心臓・腎臓・呼吸器等で身体障害者手帳を保持している者
65 歳：	昭和 24 年 4 月 2 日生～昭和 25 年 4 月 1 日生まれ
70 歳：	昭和 19 年 4 月 2 日生～昭和 20 年 4 月 1 日生まれ
75 歳：	昭和 14 年 4 月 2 日生～昭和 15 年 4 月 1 日生まれ
80 歳：	昭和 9 年 4 月 2 日生～昭和 10 年 4 月 1 日生まれ
85 歳：	昭和 4 年 4 月 2 日生～昭和 5 年 4 月 1 日生まれ
90 歳：	大正 13 年 4 月 2 日生～大正 14 年 4 月 1 日生まれ
95 歳：	大正 8 年 4 月 2 日生～大正 9 年 4 月 1 日生まれ
100 歳：	大正 3 年 4 月 2 日生～大正 4 年 4 月 1 日生まれ
101 歳以上：	大正 3 年 4 月 1 日以前生まれ

注意：すでに肺炎球菌ワクチン（ポリサッカライド）を接種したことがある方は対象外です。

補助内容

対象者	市補助額	個人負担額
上記表の対象者	3,000 円	接種料の差額分
生活保護受給者	接種費用全額	自己負担なし

補助期間 平成 26 年 10 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日

補助医療機関

原則として、曾於市内にある医療機関。ただし、鹿児島県内の他市町村に主治医のある方は、その医療機関でも可能です。なお、現在入院・入所中の方は、他県の医療機関でも可能となりますが、事前に医療機関との契約が必要となります。接種される前に、必ず保健課へお問い合わせください。

問い合わせ先 本庁保健課 ☎0986-76-8806